

「家庭ごみ有料化実施計画（案）」に対する意見等の募集結果について

「家庭ごみ有料化実施計画（案）」について、平成 23 年 9 月 21 日（水）から 10 月 21 日（金）までの 31 日間にわたり、パブリックコメント手続を実施したところ、9 名の方から貴重なご意見をいただきました。

ご提出いただいたご意見等の概要と、それに対する苫小牧市の考え方をまとめましたので、ご報告いたします。

なお、他にも、家庭ごみ有料化実施計画（案）には直接的に関係しないものの、ごみ行政を含む市政全般に対する貴重なご意見等もいただきました。

ご協力ありがとうございました。

案 件 名	家庭ごみ有料化実施計画（案）について
意見募集期間	平成 23 年 9 月 21 日（水）～10 月 21 日（金） ※終了
意見提出者	9 人
所 管 （問 合 せ 先）	〒059-1364 苫小牧市字沼ノ端 2 番地 25 苫小牧市 環境衛生部 ゼロごみ推進室 減量対策課 TEL : 55-4266 FAX : 55-3929 e-mail : genryotaisaku@city.tomakomai.hokkaido.jp

※ ご提出いただいたご意見等の概要とそれに対する市の考え方は、別紙のとおりです。

項目 1 全般に関すること

No.	件数	寄せられたご意見等の概要	ご意見等に対する市の考え方
1	2	<p>日本の政治が、少子高齢化に冷たい社会である中、家庭ごみ有料化には反対します。</p> <p>よって、家庭ごみ有料化実施計画を策定しないことを求めます。</p>	<p>家庭ごみ有料化は、平成 22 年 3 月に策定した苦小牧市一般廃棄物処理基本計画(以後、基本計画と略す。)において、家庭ごみに関する重点施策の一つに掲げています。</p> <p>家庭ごみ有料化を含む様々なごみ減量施策とリサイクル推進方策を一体的に実施することにより、大幅なごみ減量を目指しています。</p>
2	2	<p>地方自治法第 227 条では、「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」と規定しているが、ごみ収集・処理は「特定の者のための事務」に該当しない。</p> <p>したがって、家庭ごみ有料化は地方自治法に反しているので、一般的なサービスは税金でまかなうべきと考える。</p>	<p>ごみ処理は、個々の住民が、自らの生活環境を衛生的に保つために求めたサービスの提供という性質もありますので、この場合、そのサービスの量に応じて住民から手数料を徴収することは、地方自治法に定める手数料の規定に反するものではないと考えています。</p>
3	1	<p>今回の計画案の策定に至るまでの経緯が不透明であり、意見を述べるのが困難である。</p>	<p>苦小牧市廃棄物減量等推進審議会(以後、審議会と略す。)での審議内容や、今年 6 月に策定した「ごみ減量とリサイクル推進に対する基本的な考え方」といった、家庭ごみ有料化実施計画案の策定に至るまでの過程については、ホームページ等を通じて、誰もが閲覧することができます。</p> <p>また、今年 7 月から開催している説明会等では、これまでの経緯等についてもお話しすることで、市民の皆さんよりご意見をいただいているところです。</p>
4	1	<p>今回の計画案の策定に当たっては、シンクタンク等を活用しているのか？</p>	<p>家庭ごみ有料化実施計画案については、シンクタンクやコンサルタントへの業務委託は行わず、担当課で策定しています。</p>

	<p>その場合は、シンクタンク等への委託料に加えて、今回の計画案の策定に至るまでに要した審議会や市民説明会の開催経費等を公開すべきである。</p>	<p>また、家庭ごみ有料化を審議するために、審議会を6回開催したほか、7月からは市民説明会等も開催していますが、それらに要した経費等については、各年度の決算状況として公開されます。</p>
--	---	--

項目2 背景に関すること

No.	件数	寄せられたご意見等の概要	ご意見等に対する市の考え方
5	1	<p>1人1日当たりの家庭ごみ排出量は、どのように算出されているのか？</p>	<p>以下に掲げた3つのごみ量を年度ごとに集計し、当該年度の3月末現在の人口で除し、単位換算することによって算出しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①ごみステーションから収集されるごみ量 ②大型ごみの収集量 ③沼ノ端クリーンセンターと糸井清掃センターへの持ち込みごみ量
6	1	<p>事業系ごみ排出量が大幅に減量してきたのはなぜか？</p>	<p>事業系ごみの排出量については、ゼロエミッションやISO等への取組といった企業努力により、分別徹底が促進されてきたことに加えて、経済動向等の要因にも左右されるものと考えています。</p>
7	1	<p>収集に要する費用の減少は、民間委託の効果と考えて良いのか？</p>	<p>行政改革により民間委託が進んだことが大きな要因の一つであると考えています。</p>
8	1	<p>焼却に要する費用が大幅に減少しているのはなぜか？</p>	<p>破碎設備などの減価償却が進んだことが大きな要因であると考えています。</p>
9	1	<p>ごみ処理経費は将来推計しないのか？</p>	<p>ごみ処理経費については、ごみ排出量や不定期に発生する修繕費などの変動要因が多いため、推計することは難しいものと考えています。</p>

項目3 目的に関すること

No.	件数	寄せられたご意見等の概要	ご意見等に対する市の考え方
1 0	2	<p>ごみ排出量の多寡による公平性という意味において、家庭ごみ有料化は「ごみ処理費用の負担の公平化」という意義がある。</p> <p>しかし、日常的な消費活動で生じるごみ排出量は、所得の違いで大きく変わるとは考えづらいため、低所得者の可処分所得に占める負担が高くなり、所得の違いによる不公平が生じると思う。</p>	<p>家庭ごみ有料化という経済的な動機付けの働きにより、大幅なごみ減量の達成を目指しています。</p> <p>これは、ライフスタイルの見直しなどによるごみの発生抑制による効果が大きく、ごみ排出量に比例した一律の負担を原則と考えています。</p> <p>また、昨年5月に、人口5万人以上の道内他市の有料化の実施状況について、独自に調査した結果、実施前と比べると20～30%程度の減量効果が確認されたほか、リバウンドしたというところはありませんでした。</p>
1 1	2	<p>家庭ごみを有料化しても、ごみ減量の効果は一時的であり、数年後にはリバウンドするという報告もある。</p> <p>そのため、大幅なごみ減量を達成するための手段の一つとして家庭ごみを有料化するという論理はおかしいと思う。</p>	<p>なお、家庭ごみ有料化実施計画案は基本計画に基づいて策定しているため、数値目標や組成分析結果等については基本計画に掲載しています。</p>
1 2	2	<p>組成分析の結果等を踏まえた上で、数値目標を設定すべきと考えるが、それらの検討経緯が不明である。</p>	
1 3	1	<p>家庭ごみ有料化を柱にごみ減量を目指すのではなく、資源品目の拡大や指導・啓発の徹底などによって、ごみ減量を図るべきである。</p>	<p>基本計画に基づき、家庭ごみ有料化を含む様々なごみ減量施策とリサイクル推進方策を一体的に実施することにより、大幅なごみ減量を目指しています。</p>

項目 4 効果に関すること

No.	件数	寄せられたご意見等の概要	ご意見等に対する市の考え方
1 4	1	現状の傾向のまま推移した場合、家庭ごみ排出量がほとんど変わらないのはなぜか？	ごみ排出量は、環境省策定のごみ処理基本計画策定指針に基づき、平成 16 年度から平成 20 年度までの排出実績によりトレンド法にて推計しています。
1 5	1	26 年度のごみ排出量を推計した根拠を示すべきである。	
1 6	1	ごみをどれだけ減らせば、糸井清掃センターを廃炉できるかの記載がない。有料化しても廃炉できなければ、市民にとっては二重の負担になってしまう。	家庭ごみ有料化により大幅なごみ減量が達成できた場合の効果として、ごみ焼却量が 5 万トン程度になれば、糸井清掃センターの廃炉を視野に入れた検討が可能になるものと考えています。 仮に廃炉できた場合には、建替費用や維持管理費が不要となり、大きな歳出削減につながります。
1 7	1	糸井清掃センターを廃炉した場合、逆にコスト高につながったり、CO2 排出量の増加やダイオキシンの発生等を心配しなくても良いのか？	また、ごみ減量とリサイクル推進は、CO2 排出量の削減にもつながるものと考えています。
1 8	1	沼ノ端クリーンセンターの焼却施設の運用開始年、運転時間、炉の種類と共に、現状の課題があれば教えてもらいたい	沼ノ端クリーンセンターの焼却処理施設は、平成 11 年 4 月に供用を開始し、炉形式は全連続燃焼式ストーカー炉となります。 処理能力は 1 日当たり 210 トン(= 105 トン/日 × 2 炉)であり、定期整備や休止期間を除くと、全連続運転しています。 今後は経年劣化に対する整備などが必要になるものと考えています。

項目 5 制度に関すること

No.	件数	寄せられたご意見等の概要	ご意見等に対する市の考え方
19	1	手数料体系は単純従量制とするのではなく、例えば、目標数値の1人1日当たりの家庭ごみ排出量550gまでは無料とするなどの方式の方が良いのではないか？	ごみ減量には単純従量制が最適であると考えています。また、単純従量制は、道内の多くの自治体でも採用されている方式となります。
20	1	家庭ごみ有料化後には、現在の推奨袋はごみとなるのか？	現在の推奨袋は、有料化の対象とはならない資源物(缶・ビン・ペットボトル)やプラスチックなどを排出する際の袋として、使用することができます。
21	1	指定ごみ袋の料金は、製造原価に手数料を上乗せしたものなのか？また、指定袋の製造・販売に対して、市はどの程度関与するのか？	指定ごみ袋の単価は、製造原価も含めた1枚当たりの価格となります。また、指定ごみ袋の製造・販売等については、市の管理の下に行われるものと考えています。
22	1	所得に対する配慮が必要であると思う。	家庭ごみ有料化は、家庭から排出される廃棄物について、それを適正に処理するための費用の一部を、市民の皆さんが手数料という形で直接負担する仕組みのことであり、この経済的な動機付けの働きにより、大幅なごみ減量の達成を目指しています。
23	2	全市一斉の集団清掃活動、各町内会・団体実施の集団清掃活動、ごみステーション周りの清掃活動、歩道の清掃、公園・トイレ等のボランティア清掃は、減免対象となるのか？	また、ごみ排出量に比例した一律の負担を原則としていますが、ボランティア清掃によるごみは全て減免の対象となります。
24	1	家族が多いと必然的にごみの量も多くなるので、子供や高齢者がいる家庭に対する負担軽減措置を考えてほしい。	また、2歳未満の乳幼児がいる世帯、あるいは、重度障害者(児)や高齢者がいる世帯のうち、市から紙おむつの給付を受けている世帯については、一定の負担軽減措置を設ける考えです。
25	1	家庭ごみ有料化の手数料収入は、現行のごみ処理費用にプラスして処理費用を増加させるのではなく、一般会計の収入増に他ならない。 そのため、徴収した手数料がすべてごみ処理	家庭ごみ有料化による手数料収入は、ごみの処理や資源化に要する費用、あるいはごみ減量やリサイクルを推進するため、今後、新たに計画している、分別品目の拡大、集団回収事業の拡充、不法投棄／不適正排出対策などの財源としても活用されることが考えられます。

		費用に使われるとの記述はおかしいと思う。	また、収入用途については、毎年、ホームページ等を通じて公表することを考えています。
26	1	収入用途を具体的に提示して頂きたい。	
27	1	指定ごみ袋の製造・販売に伴う費用と、新たに発生する行政事務について知りたい。	指定ごみ袋の製作費などの歳出としては1億円程度を要するものと見込んでいます。 また、指定ごみ袋の製造や流通管理に関する事務が新たに発生します。

項目6 市民周知に関すること

No.	件数	寄せられたご意見等の概要	ご意見等に対する市の考え方
28	1	市民説明会は説明と質疑応答に終わり、意見を聴く場ではなかったため、政策形成手続とは言えない。	家庭ごみ有料化については、市民参加条例第5条第3号の規定により、市民参加手続の対象となる事項であるため、政策形成手続として、平成22年9月22日に審議会へ諮問し、平成23年3月28日に答申を受けています。今回のパブリックコメントの実施は、同条例第12条に基づく市民意見提出手続に該当し、これをもって同条例第4条の規定に基づく市民参加条例上の手続は完了します。 なお、市民説明会については、市民の皆さんから幅広いご意見等を直接聞くために開催させていただきました。
29	1	市民説明会等において出された様々な意見は、計画案に生かされたのか？ また、新聞紙面等に投書されている市民意見に対しては、どのように対応していくのか？	市民説明会等で皆さんから寄せられた、不法投棄対策やごみの排出マナー、指定ごみ袋のサイズ(=容量)や、剪定枝の拠点回収の実施に対するご意見や要望については、計画案に反映させていただきました。
30	1	ごみ処理経費が減少傾向にある中では、家庭ごみ有料化が財政面から必要と説明することは	家庭ごみの有料化については、今年度中に条例を改正し、24年度の1年間を通じて053大作戦ステージ3を展開し、徹底的な市民周

		できないので、減量効果やリバウンド抑止効果といった説明を丁寧にしてもらいたい。	<p>知に努めた上で、平成 25 年 7 月の実施を目指しています。</p> <p>053 大作戦ステージ 3 では様々な周知方法を検討しているところですが、環境にやさしいまちづくりを進めるため、幼い子供たちから高齢者に至るまでの、幅広い市民の皆さんにご協力をお願いしながら、ごみ減量とリサイクル推進に対するまちぐるみでの取組にしたいと考えています。</p>
3 1	1	老人会や事業者、市職員への説明会を開催すべきである。	
3 2	1	教育委員会や各学校とも連携して、子供たちへの環境教育を徹底して頂きたい。	
3 3	1	市民周知について、本当に真剣に取り組む姿勢があるのか？ 広報紙や新聞紙面に加えて、ケーブル TV や公用車など、様々な媒体を活用した周知に努めることで、市民意識の向上に取り組んでもらいたい。	
3 4	1	夜間・休日の住民説明会の補助員等においても民間の活用が重要と考える。	

項目 7 併用施策に関すること

No.	件数	寄せられたご意見等の概要	ご意見等に対する市の考え方
3 5	1	併用施策を掲載した理由を説明すべきである。	基本計画に基づき、家庭ごみ有料化を含む様々なごみ減量施策とリサイクル推進方策を一体的に実施することにより、大幅なごみ減量を目指しています。
3 6	1	不法投棄対策や不適正排出対策は、できるものから直ぐに実施すべきである。	不法投棄対策としては、現在も巡回・パトロールを実施しています。家庭ごみ有料化を実施した場合には、不法投棄の一時的な増加も懸念されるため、不法投棄多発地域の特定、夜間・休日パトロールの実
3 7	1	家庭ごみを有料化すると、確実に不法投棄が	

		増加し、環境破壊が進む。	
38	1	不法投棄対策として、警察署との連携を強化すべきである。	施、不法投棄 110 番の設置などを通じて、市民の皆さんや北海道、苫小牧警察署とも連携しながら、不法投棄多発地域への監視体制を強化していきます。
39	1	集合住宅の排出マナーが悪いため、ごみステーションをカラスが荒らして、いつもごみが散乱している。	<p>アパートのオーナーや管理会社、仲介業者などで構成される協議会を創設して、集合住宅の排出マナー改善に取り組むとともに、収集しない日には折りたたむことができる、「折りたたみ式ごみステーション」の設置を検討していきます。</p> <p>さらに、市民の皆さんと協力しながら、ステーションパトロール隊を創設し、不適正排出の防止を徹底していきます。</p>
40	1	排出マナーの違反に対しては、罰則規定を設けるべきである。	
41	1	カラスに対する迷惑防止条例なども制定して、カラス対策を強化すべきである。	
42	2	落ち葉や刈り草等も無料回収し、堆肥などに再利用する方策を検討してもらいたい。	<p>家庭から排出される落ち葉や刈り草などについては、有料化の対象になりますが、コンポスト容器などを利用することにより、堆肥化することができます。</p> <p>街路樹や公園などの公共の場所から排出される落ち葉等については、管理者の責任で適正に処理することとなっています。</p> <p>なお、公共の場所から排出される落ち葉等をボランティアで清掃する場合には、別途、専用のボランティア清掃袋を無料で提供する考えでいます。</p> <p>ボランティア清掃袋の配布方法等については検討しているところであり、詳細が決まり次第、お知らせしたいと考えています。</p>
43	1	札幌市のように庭木の剪定枝は、無料で回収してもらいたい。	剪定枝については、5月から10月までの期間において、月1回の頻度で無料で拠点回収する計画です。
44	2	集団回収を促進するために、主要古紙を紙類資源回収の対象から除くのはおかしい。主要古紙もごみなので、市がステーション収集すべきである。	<p>集団回収や紙類資源回収は、リサイクル推進のために、大変重要な施策であると考えています。</p> <p>紙類の資源回収については、家庭ごみ有料化と同時に実施する計画ですが、市民の皆さんが分別しやすいように、できるだけ多くの紙類</p>

4 5	1	古紙回収については民業もあるので、集団回収報奨金増額は、減量対策としては疑問を感じる。	を対象に収集する考えです。 ただし、新聞等の主要古紙については、すでに有価で取り引きされ、独自のリサイクルが進んでいる紙類となりますので、資源回収の対象としない考えです。
4 6	1	集団回収のお知らせが、よくわかるようにしてもらいたい。	また、集団回収については、地域コミュニティの活性化という観点からも重要な取組であると考えています。 主要古紙の回収については、集団回収のほか、リサイクルボックスなどを設置することで、市民の皆さんが排出しやすい環境を整備していきます。
4 7	1	拡大生産者責任法についての経過と結末を市民に公開してほしいと思います。	拡大生産者責任は、ごみの発生抑制に最も効果が期待できると考えています。
4 8	1	本来、廃棄物の減量については、生産者が責任を負うべきあり、拡大生産者責任を強化すべきである。	そのため、拡大生産者責任の考え方に基づく事業者責任の一層の強化については、今後も様々な機会を通じて、北海道や国に対して要望を続けていきます。
4 9	2	事業系ごみに対する施策を記述していない理由を伺いたい。 事業系ごみの減量についてはどのように考えているのか？	家庭ごみ有料化については、家庭ごみ減量のための施策となりますので、家庭ごみに対する併用施策のみを掲載しています。 なお、基本計画では事業系ごみに関する施策と推進スケジュールを、また、今年 6 月に策定した「ごみ減量とリサイクル推進に対する基本的な考え方」の中では、事業系ごみに対する方針を示しています。